

建築物の高さの限度規制許可取扱い基準

1. 目的

この基準は建築基準法第55条第3項による許可にあたり取扱い基準を定めて審査を円滑に行うことを目的とする。

2. 許可要件

次の各号のいずれかに該当する建築物

- (1) 敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地进行を有する建築物であって、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないもので、建築計画上やむを得ないもの。
- (2) 学校その他の建築物で、その用途によってやむを得ないもので、敷地の各辺ごとの計画建築物立面投影図が基準立体投影面積以下のもの。

3. 再許可の特例

2の(2)により許可したものに再び増築、改築するもので、次の各号に該当する場合は、建築審査会の同意を得たものとして処理し、その後、建築審査会に報告するものとする。

- (1) 増築、改築する部分の高さが、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えていないもの。
- (2) 敷地の各辺ごとの計画建築物立面投影図が基準立体投影面積以下のもの。

4. 許可申請及び添付図書

申請者が建築基準法第55条第3項による許可を受けようとするときは、許可申請書正、副、2通にそれぞれ建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(イ)、(ロ)、表2の(28)、(30)に掲げる図書及び天空遮蔽図を添えて提出しなければならない。